

令和8年3月25日

令和8年3月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和8年3月25日（水）午後1時30分から午後3時
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （12人）

会長	1番	田幡	裕
委員	2番	久米	基敬
	3番	岩本	達也
	4番	阿部	義明
	5番	吉浦	武夫
	6番	山口	裕美
	7番	上田	敏雄
	8番	藤井	利夫
	10番	栗内	千恵美
	11番	廣瀬	茂晴
	12番	上田	武志
	14番	大西	佐知子

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第10号 非農地証明願について
- 追加議案第11号 特定農地貸付けの承認申請について
- 報告第 4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第 5号 農用地利用集積計画の合意解約について

局長 ただいまより令和8年3月石井町農業委員会総会を開会いたします。
田幡会長、ご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、9番、綱木委員、13番、近久委員より欠席の旨通告がありましたので、報告いたします。

出席委員は、14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は田幡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

はじめに、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

私のほうから指名させていただいてよろしいか。

(異議なしの声あり)

それでは、議事録署名委員は12番、上田武志委員、14番、大西委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請は4件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号32から35については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号32について、石井字石井西の担当であります、2番、久米委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2番 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号32について説明いたします。

3月16日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、代理人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地である石井字石井〇〇〇番〇及び〇〇〇番〇は、山路集落へ続く町道沿道にある、実家が所有する田に隣接しており、現在は耕うんされた状態です。

進入路や水路等、耕作に必要な環境も整っております。

譲渡人が農地の管理が困難になると考えたことと、譲受人の実家の農地が減少する見込みであり不足する部分の子が所有権を取得して補うため、申請地を売買します。

譲受人は、実家の耕作を20年間手伝っており、農業経営に意欲があります。

配偶者も耕作にたずさわります。

譲受人自身は農機具を所有しておりませんが、実家が所有するトラクター、トラック、田植機、コンバイン、乾燥機、もみすり機を借りて、水稻を栽培します。

よって、譲受人は今後も農地を継続して耕作できると見込まれますので、本申請は許可相当と考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号32について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号32は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号33について、浦庄字国実の担当であります4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号33について説明いたします。

3月16日に岩本委員、吉浦委員と私の3名で申請地に出向き、代理人の立ち会いのもと、現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、登記地目が田、現況地目は田で申請されておりますが畑です。面積は218㎡、贈与による無償移転で、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。

申請地へは譲受人の宅地につながる進入路を通行しており、この高さに合わせて地上げしたため、周辺農地からは90cmほど高くなっております。

なお、栽培されている作物はイチジクとみかんであります。
申請地は譲受人が管理可能な面積であり、日照等の耕作条件においても問題は
ありません。

よって、本申請は許可やむなしと考えます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号33について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいた
します。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号33は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号34及び35については、隣接する一団の農地の、同一の
譲受人にかかる案件です。石井字重松の担当であります2番、久米委員に、2件併
せて、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

2 番 議案第8号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号34、35は、同一
地域かつ譲受人が同一でありますので一括して説明いたします。

3月16日に田幡会長と私の2名で申請地に出向き、代理人の立ち会いのもと、
現地確認および聞き取りによる調査を行いました。

受付番号34の申請地、石井字重松〇〇〇番〇外3筆は現在、耕うんされ、田植
えにとりかかれる状態で管理されております。

受付番号35の申請地、石井字重松〇〇〇番〇は耕うんされた状態です。

しかし、両申請の譲渡人は、世帯状況等から今後の農地管理は難しいとのこと
です。

譲受人は稲作農家で、耕作面積は〇〇〇〇㎡、両申請とも許可されれば耕作面積
は〇〇〇〇㎡になります。

なお、譲受人は申請前まで受付番号34の申請地の大部分を利用権で借りて耕作
していましたが、所有権を取得することで今後の耕作者が明確となることから、
耕作者不在となる懸念は当面無くなると考えられます。

譲受人はトラクター〇台、乾燥機〇台、田植機とコンバインを各〇台所有してお
ります。農作業歴は57年、農業技術修学は5年です。

ボランティア活動に参加し地域貢献に意欲をもっております。
よって、本申請は許可相当と考えます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号34及び35について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号34及び35は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見については5件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号36から40については、〇〇合同会社による農地転用ですが、一括して申請することについては、徳島県の農地転用許可担当と協議済みとのことです。
以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、受付番号36について、浦庄字下浦の担当であります5番、吉浦委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第9号、農地法第5条許可、受付番号36について説明いたします。
3月16日に田幡会長と藤井会長職務代理、岩佐委員、阿部委員と私及び事務局の片岡主幹の6名で代理人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、1,028㎡と下浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、72㎡、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇合同会社、転用目的は太陽光発電施設、有償移転、農地の種別は第2種農地です。
所有者が耕作困難になるおそれがあり、申請地が立地や面積等から太陽光発電の

適地であることから、土地の有効利用のため売買して転用するとのことでした。

造成は行わず、整地の後に転圧し、防草シートを敷いて太陽光発電設備を設置します。

申請地は擁壁で囲われており、取水及び排水はなく雨水は地下浸透とするため、隣接農地への影響はないと見込まれます。

なお、設備設置期間中は譲渡人の宅地から進入する計画です。

フェンスは、境界から50cm控えて設置します。

麻名用水土地改良区の意見書が提出されております。

よって、本申請の許可はやむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号36の申請地は、昭和46年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル172枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、西側が宅地及び田を挟んで町道につながり、南東の隅で住宅に接するほかは、農地に囲われております。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、年1回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

管理のため、周囲の境界から十分に距離を空けてフェンスを設置します。看板は西側に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。
受付番号36について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号36は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号37について、浦庄字下浦の担当であります5番、吉浦委員に、ひきつづき現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

5 番 議案第9号、農地法第5条許可、受付番号37について説明いたします。
3月16日に田幡会長と藤井会長職務代理、岩佐委員、阿部委員と私及び事務局の片岡主幹の6名で代理人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、浦庄字下浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、1,547㎡、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇合同会社、転用目的は太陽光発電施設、有償移転、農地の種別は第2種農地です。
所有者が今後耕作困難になるおそれがあり、申請地が立地や面積等から太陽光発電の適地であることから、土地の有効利用のため売買して転用することです。
造成は行わず、整地の後に転圧し、防草シートを敷いて太陽光発電設備を設置します。
申請地は道路及び擁壁で囲われており、取水及び排水はなく、雨水は地下浸透とするため隣接農地への影響はないと見込まれます。
フェンスは、境界から50cm控えて設置します。
麻名用土地改良区の意見書が提出されております。
よって、本申請の許可はやむを得ないと考えます。
審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について

て、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号37の申請地は、令和元年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま吉浦委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル192枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、西側と北側が宅地、東側が太陽光発電施設用地、南側は町道と用水を挟んだ農地です。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、年1回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

管理のため、周囲の町道等から十分に距離をとってフェンスを設置します。看板は敷地の北東部に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号37について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号37は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号38について、浦庄字上浦の担当であります4番、阿部委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

4 番 議案第9号、農地法第5条許可、受付番号38について説明いたします。

この申請は、1,000㎡未満の転用のため、地区委員の岩佐委員、吉浦委員と私の3名で3月16日に代理人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、浦庄字上浦〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、931㎡、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇合同会社、転用目的は太陽光発電施設、有償移転、農地の種別は第2種農地です。

造成は行わず、整地の後にパネル下まで全面的に防草シートを敷きます。年1回程度草刈りを行う計画です。

フェンスは、境界から数十cm控えて設置します。

雨水は地下浸透で処理します。

申請地の近隣の方からは、最近では耕うんして管理していたため、雑草や害虫が発生するおそれが低減するのなら良いのではないかとお聞きしております。

よって、本申請の許可はやむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号38の申請地は、令和7年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま阿部委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル168枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、北側に町道がありますが、農地に囲われております。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、年1回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

管理のため、周囲の境界から十分余裕をもってフェンスを設置します。看板は北側に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号38について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号38は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議長 続きまして、受付番号39について、高川原字市楽の担当であります14番、大西委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第9号、農地法第5条許可、受付番号39について説明いたします。

3月16日に田幡会長と藤井会長職務代理、上田武志委員、近久委員と私及び事務局の片岡主幹の6名で代理人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字市楽〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、1,431㎡、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇合同会社です。

所有者が耕作困難になるおそれがあり、申請地が立地や面積等から太陽光発電の適地であることから転用することです。

申請地の周囲は、東側が別の名義人の太陽光発電施設用地、南側は町道、西側は狭小な町道を挟んで住宅、北側は住宅及び農地です。

造成は行わず、整地の後に防草シートを敷きます。年1回程度草刈りを行う計画です。

フェンスは、境界から数十cm控えて設置します。

雨水は地下浸透で処理します。

東側の太陽光発電施設用地から生えた雑草により町道の通行に問題が生じたことがあったため、工事完了後も雑草の管理を徹底するよう伝えました。

しかし、数年以上先も管理を徹底できるのかということについては、はっきりとした回答がありませんでした。

転用者は県外の事業者であります。近隣に支所や管理事務所があれば管理責任が担保できるので、将来的にはこのような事業形態を許可条件にすべきでないかと考えます。

麻名用水土地改良区からは、意見書が提出されております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号39の申請地は、令和7年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル192枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、南側が町道、東側が太陽光発電施設用地、西側と北側は宅地及び農地です。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、年1回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

管理のため、周囲の構築物の地上部分から50cm空けてフェンスを設置します。看板は敷地南西に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

す。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございますか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号39について、許可相当という意見を県知事に送付するということに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号39は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 続きまして、受付番号40について、高川原字市楽の担当であります14番、大西委員に、ひきつづき現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

14番 議案第9号、農地法第5条許可、受付番号40について説明いたします。

3月16日に田幡会長と藤井会長職務代理、上田武志委員、近久委員と私及び事務局の片岡主幹の6名で代理人に会い、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高川原字市楽〇〇〇番〇、登記及び現況地目が畑、618㎡と市楽〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田、671㎡の2筆、譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇合同会社です。

所有者が耕作困難になるおそれがあり、申請地が立地や面積等から太陽光発電の適地であることから転用するとのことです。

申請地の周囲は、東側が住宅、南側は町道、西側は町道を挟んで住宅、北側は太陽光発電施設用地です。

造成は行わず、整地の後に防草シートを敷きます。年1回程度草刈りを行う計画です。雑草の管理を徹底するよう代理人から転用者に伝えていただくよう依頼しましたが、受付番号39と同様の回答でした。

フェンスは、境界から数十cm控えて設置します。

雨水は地下浸透で処理します。

申請地周辺の町道は、幅3m程しか無く、軽自動車でも通行に余裕はありません。

ん。

近所の方が現地確認時においてになり、ごみ収集車や宅配事業者の車が町道を曲がる時に苦労していると申されました。

また、フェンスが設置されるため、車やトラクターが通行するとき支障にならないようしてほしいと要望をされました。

そこで、曲がり角となる南西部分には特に配慮していただきたいことと、町道に係る問題のため、できれば石井町建設課と確認していただきたいと伝えております。

麻名用水土地改良区からは、意見書が提出されております。

審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局長 受付番号40の申請地は、令和7年に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲渡人が農地として管理難となるおそれがあり、申請地が太陽光発電設備設置において適地であることから、農地法第5条による転用を申請するものです。

発電設備としてパネル176枚とパワコン10台を設置します。発電出力は49.5kwとなります。

周囲は、南側と西側が町道、北側が太陽光発電施設用地、東側は宅地です。

造成は行わず整地し、防草シートを敷き、年1回草刈りを行う予定です。

雨水は地下浸透です。土砂の流出等のおそれはないと見込まれます。

管理のため、周囲の構築物の地上部分から50cm空けてフェンスを設置する計画ですが、町道が狭いため中心後退相当の空地ができるようにしていただきたいと伝えております。

なお、敷地の南西部分は町道が直角に近い角度で通っているため、管理車両置場をここに変更するなど、交通に支障が生じないように配慮していただきたいと要望しております。

看板は敷地南側に設置します。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

売電に関しては、非FITであり、〇〇株式会社に売電することが契約書の写しで確認できます。〇〇株式会社は、資源エネルギー庁の登録小売電気事業者です。

四国電力送配電株式会社との送電系統連系に係る文書の写しが添付されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等について審査したところ、許可やむをえないと考えております。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(4番、阿部委員挙手)

4 番 中心後退についてですが、事業面積に影響はないのでしょうか。

事務局 太陽光発電施設は開発許可の対象でないことから、中心後退で事業面積が減少することはありません。

車両の通行に配慮して、中心後退に相当する位置にフェンスを設置していただきたいと要望を行ったにとどまります。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号40について、許可相当という意見を県知事に送付するというところに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号40は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第10号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については1件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号41については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号41について、高原字東高原の担当であります8番、藤井会長職務代理に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

8 番 議案第10号、非農地証明願、受付番号41について説明いたします。

3月16日に山口委員、上田敏雄委員と私の3名で代理人立会いのもと、現地確認及び聞き取り調査を行いました。

申請地は、高原字東高原〇〇〇番〇、登記地目が田、250㎡で、現況地目は宅地です。

申請地はブロック塀に囲われた住宅敷地となっており、20年以上前から建物敷地、進入路、庭園として利用されてきました。

建物は昨年に取り壊したとのことですが、農地への復元が困難なため今後も宅地として利用したいことから非農地証明願を申請したとのこと。

平成15年4月6日に撮影された国土地理院の空中写真に、建物や現在も存在する樹木、進入路が写っております。

申請地の現状から農地への復元は著しく困難であり、非農地証明の交付は、やむを得ないと考えます。

審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号41の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井会長職務代理が説明されたとおりです。

申請地は20年以上前から住宅敷地となり、進入路や離れの住宅、庭園で利用されておりました。

このことは、平成15年4月6日に国土交通省国土地理院が撮影した、空中写真撮影記録証明書で確認することができます。

現在、離れの住宅は取り壊されておりますが、農地への復元は著しく困難です。

麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。

よって非農地証明書の交付は、やむをえないものと考えられます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号41について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いい

たします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号41は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 次に追加議案第11号、特定農地貸付けの承認申請について、事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。追加議案第11号、特定農地貸付けの承認申請について説明いたします。

(議案書に基づいて内容を説明)

5年間の貸付期間が満了すること及び町民農園の所有者が相続により変更することから、改めて石井町と農地所有者が使用貸借契約を結ぶため、承認を求められたものです。

農地の所在、規模、貸付けの期間等に変更は無く、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第2項及び第3項の各号に定める要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
(4番、阿部委員挙手)

4 番 貸付対象地に変更は無いとのことですが、18区画全て借りられていますか。

事務局 現時点では、2区画空いております。
最近は応募者が少ないので、空きがあれば1人につき2区画まで借りていただいております。

議 長 ほかに、ご質問・ご意見はございませんか。
(8番、藤井会長職務代理挙手)

8 番 石井町内の特定農地貸付けによる農園の状況はどうなっていますか。
ほかにも同様の農園があったように思います。

事務局 過去には、ほかにも特定農地貸付けによる農園はありましたが、現在は、本案件の農園のみとなっております。

議 長 ほかにも、ご質問・ご意見はございませんか。
(質問・意見無し)
それではご質問・ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
追加議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、追加議案第11号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、3件受理しました。
報告第5号 農用地利用集積計画の合意解約については、1件受理しました。
報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
それでは只今をもちまして、令和8年3月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。